



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東京産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 里見 利夫
(コード番号 8070 東証第一部)
問合わせ先 常務取締役管理本部長 須藤 隆志
(TEL 03-5203-7690)

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 23 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有する者（以下「取締役等」という。）を対象とした、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入の検討を進めることを決議していましたが、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、本制度の詳細を決議の上、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 105 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

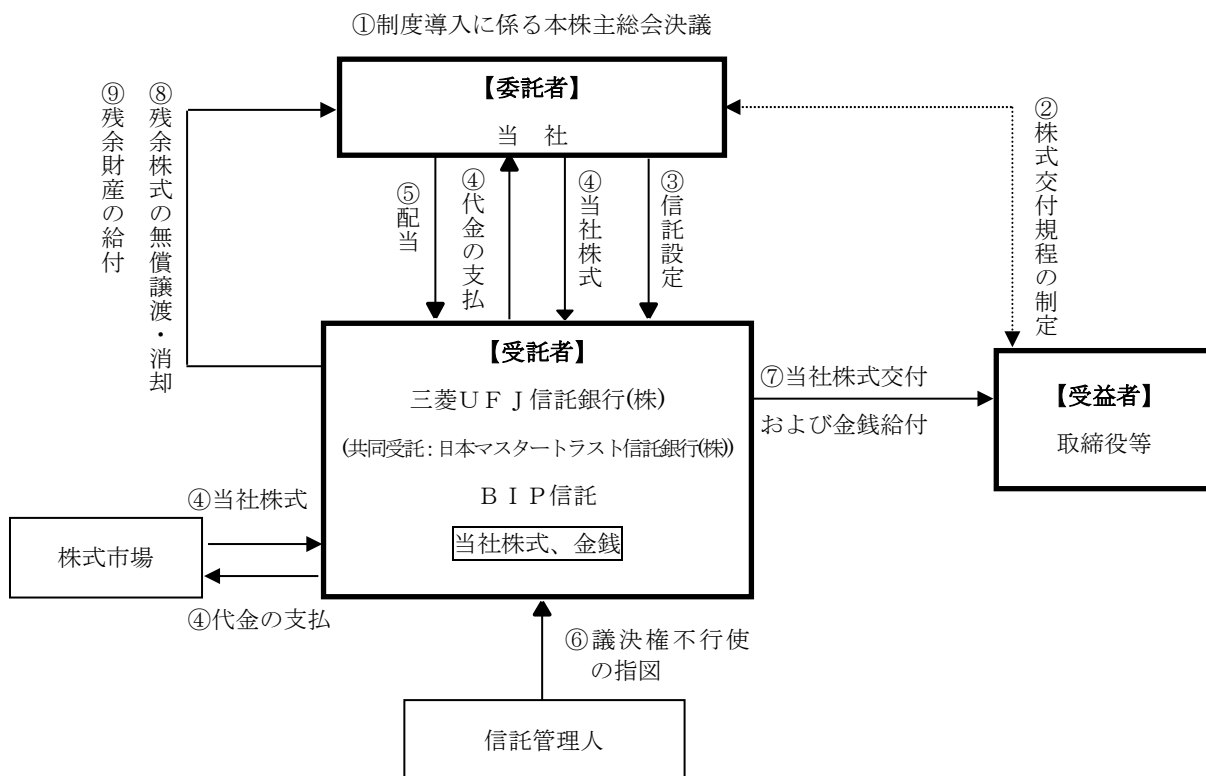
1. 本制度の導入について

- (1) 当社は取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します（※）。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位や業績目標の達成度に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。

(4) 当社は、B I P信託の信託期間が満了した場合、新たなB I P信託を設定し、または信託期間の満了した既存のB I P信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

(※) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とするB I P信託を設定します。
- ④ B I P信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。B I P信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ B I P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の

一定割合に相当する当社株式が退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退任時に給付されます。

- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※ 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、B I P信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という。）(※) を対象として、各事業年度の役位および業績達成度に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(※) 下記 (4) 第 2 段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けられるポイント数（下記 (5) に定める。）の 1 年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記 (4) 第 2 段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時のポイント数（下記 (5) に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委託契約を締結している取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。ただし、社外取締役を除く。）
- ② 取締役等を退任していること (※)
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記 (5) に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※) ただし、下記 (4) 第 1 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等がされることとなります。

(4) 信託期間

平成 27 年 9 月 16 日（予定）から平成 32 年 8 月 31 日（予定）までの約 5 年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付される株式数

信託期間中に開催される各年の定時株主総会日に、当該株主総会の報告事項となる事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1 ポイントは当社株式 1 株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には、退任時にポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、150 百万円（※）を上限とします。

（※）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

なお、本株主総会においては、本信託に拠出することのできる金額の上限を 150 百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の 1 年当たりの総数の上限を 55,000 ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託により取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる 1 年当たりのポイント数の総数に信託期間の年数 5 を乗じた数

に相当する株数（275,000株）を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイント数に応じた数の当社株式の70%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（5）により当社の取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に剰余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付等することが予定される当社株式等を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|--------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |

- | | |
|-----------|--|
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成 27 年 9 月 16 日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成 27 年 9 月 16 日（予定）～平成 32 年 8 月 31 日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成 27 年 10 月（予定）、平成 28 年に開催される定時株主総会日からポイント付与を開始 |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の上限額 | 150 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上